

新潟県公安委員会規則第3号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月8日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、当該改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
(刑事総務課)			(刑事総務課)		
第19条 刑事総務課においては、次の事務をつかさどる。			第19条 刑事総務課においては、次の事務をつかさどる。		
(1)～(5) (略)			(1)～(5) (略)		
(6) <u>捜査の手配及び共助連絡</u> に関すること。			(6) <u>指名手配及び指名通報</u> に関すること。		
(7) (略)			(7) (略)		
<u>(8) 犯罪捜査の支援</u> に関すること。			(8) (略)		
<u>(9) 犯罪手口資料</u> に関すること。					
<u>(10)</u> (略)					
(捜査第三課)			(捜査第三課)		
第22条 捜査第三課においては、次の事務をつかさどる。			第22条 捜査第三課においては、次の事務をつかさどる。		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 手口捜査に関すること。			(2) 手口捜査 <u>(被疑者写真票に関するものを除く。)</u> に関すること。		
(3)・(4) (略)			(3)・(4) (略)		
(鑑識課)			(鑑識課)		
第24条 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。			第24条 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) <u>被疑者写真記録</u> に関すること。			(2) <u>被疑者写真票</u> に関すること。		
(3) (略)			(3) (略)		
別表第1 （第39条関係）			別表第1 （第39条関係）		
課 名	名 称	分 掌 事 務	課 名	名 称	分 掌 事 務
(略)			(略)		
生活安全企画課	犯罪抑止総合対策室	第12条第4号及び第5号に掲げる事務(ストーカー・子ども女性安全対策室の分掌する事務を除く。)	生活安全企画課	犯罪抑止総合対策室	第12条第4号及び第5号に掲げる事務(子ども・女性安全対策室の分掌する事務を除く。)
	ストーカー・子ども女性	第12条第15号及び第16号に掲げる事務並		子ども・女性安全対策	子どもと女性を対象とする性犯罪等の先

	性安全対策室	びに子どもと女性を対象とする性犯罪等の先制的予防活動に関する事務
(略)		
刑事総務課	犯罪捜査支援室	第19条第6号から第9号までに掲げる事務
(略)		
警備第二課	植樹祭警衛対策室	(略)
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
生活安全企画課	(略)	
	生活安全指導官	生活安全警察の業務指導、教養及び企画調整に関する事務
	(略)	
	ストーカー・子ども女性安全対策室長	ストーカー・子ども女性安全対策室に関する事務
(略)		
警備第二課	(略)	
	警備対策管理官	第36条に掲げる事務(災害対策管理官及び植樹祭警衛対策室長の分掌に属する事務を除く。)及び新潟県管区機動隊に関する事務
	植樹祭警衛対策室長	植樹祭警衛対策室に関する事務
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟東	(略)	
	地域第一課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二
	地域第二課	
	地域第三課	

	室	制的予防活動に関する事務
(略)		
刑事総務課	犯罪捜査支援室	第19条第6号及び第7号に掲げる事務並びに捜査情報の集約及び分析に関する事務
(略)		
警備第二課	植樹祭警衛準備室	(略)
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
生活安全企画課	(略)	
	生活安全指導官	生活安全警察の業務指導、教養及び企画調整に関する事務
	ストーカー対策管理官	第12条第15号から第18号までに掲げる事務
	(略)	
	子ども・女性安全対策室長	子ども・女性安全対策室に関する事務
(略)		
警備第二課	(略)	
	警備対策管理官	第36条に掲げる事務(災害対策管理官及び植樹祭警衛準備室長の分掌に属する事務を除く。)及び新潟県管区機動隊に関する事務
	植樹祭警衛準備室長	植樹祭警衛準備室に関する事務
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟東	(略)	
	地域第一課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二
	地域第二課	
	地域第三課	

		課の所掌に属する事務のうち第36条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務
	(略)	
長岡 上越	(略)	
	地域第一課 地域第二課 地域第三課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務
	(略)	
新潟西	(略)	
	地域課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務
	(略)	
新潟中央	(略)	

		課の所掌に属する事務のうち第36条第3号、第5号及び第6号に掲げる事務、同条第4号(災害警備に関することに限る。)に掲げる事務並びに同条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務
	(略)	
長岡 上越	(略)	
	地域第一課 地域第二課 地域第三課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第3号、第5号及び第6号に掲げる事務、同条第4号(災害警備に関することに限る。)に掲げる事務並びに同条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務
	(略)	
新潟西	(略)	
	地域課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第3号、第5号及び第6号に掲げる事務、同条第4号(災害警備に関することに限る。)に掲げる事務並びに同条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。)に掲げる事務
	(略)	
新潟中央	(略)	

燕	地域課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関する)に掲げる事務	三条	地域課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第3号、第5号及び第6号に掲げる事務、同条第4号(災害警備に関する)に掲げる事務並びに同条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関する)に掲げる事務
	(略)	(略)		(略)	
江南 新潟北 新潟西 新潟東 新潟田 村上 胎内 阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南 西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川	地域課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関する)に掲げる事務	江南 新潟北 新潟西 新潟東 新潟田 村上 胎内 阿賀野 津川 五泉 秋葉 新潟南 西蒲 燕 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川	地域課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第3号、第5号及び第6号に掲げる事務、同条第4号(災害警備に関する)に掲げる事務並びに同条第7号(行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関する)に掲げる事務
	(略)	(略)		(略)	

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。